

KATAラボチャレンジ補助対象事業募集要領

1 趣旨

本補助では、鹿島市及び太良町の豊かな自然や食・歴史・文化・伝統などの地域資源を活かし、地域の人との交流や日常をゆっくり体感できるスロートーリズムの実現に向けた、自立的運営と収益の確保が見込める取組に支援を行い、国内外から多くの人を呼び込み何度でも行きたくなるようなエリアを創出することを目的とする。

2 応募資格

本補助の対象者（以下「補助事業者」という。）は、鹿島市、太良町、又は鹿島・太良エリアで活動する団体（観光協会、まちづくり団体、任意団体など）、並びに同団体と連携して地域資源を活かしたスロートーリズムの実現に意欲的に取り組む民間事業者（県内外を問わない）であること。ただし、自団体の役員その他経営に実質的に関与している者が、次のいずれにも該当する者であってはならない。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 対象事業

補助の対象事業は、次の各号に掲げる鹿島市、太良町の地域資源を活かした交流人口の拡大に資する事業とする。

- (1) 域外から人の流れを呼び込む新たなイベント等の取組に係る事業
- (2) 鹿島・太良エリアの周遊や滞在時間を増やす取組に係る事業
- (3) 豊かな食材や発酵文化を活かした新商品、新サービスの開発や販路開拓に係る事業
- (4) その他鹿島・太良エリアのスロートーリズムを推進する地域主体の事業

4 対象期間

補助金の交付決定を行った日から令和7年3月21日までとする。

5 対象経費・補助上限額

別表のとおり

6 応募の手続き

(1) 事前相談

応募にあたっては、さが創生推進課KATAラボに事業についての事前相談をすることを条件とする。

(2) 提出書類

- ・補助事業応募用紙（別紙1-1）
- ・誓約書（別紙1-2）
- ・収支予算書（別紙1-3）

(3) 募集期間

令和6年（2024年）6月7日（金）～令和6年（2024年）7月12日（金）

(4) 応募方法

郵送、電子メール、持参いずれかの方法により、(5)の提出先に提出すること。

(5) 提出先

佐賀県 地域交流部 さが創生推進課 KATAラボ

〒849-1311 鹿島市大字高津原4295-6 モードビルエイト1階

電話：0954-62-7662（直通）

e-mail：sagasousei@pref.saga.lg.jp

7 採択

(1) 提案事業の審査

募集期間の終了後、審査会を設け、別添の審査要領に基づき審査を行い、採択の可否を決定する。

(2) 採択結果の通知

採択の可否については、全応募者に文書で通知する。

8 留意事項

(1) 補助金の交付及びその条件は、別に定める「KATAラボチャレンジ補助金交付要綱」に基づきます。

(2) 提出された書類は返却しません。

(3) 応募に要する費用は、全て応募者の負担とします。

(4) 補助金の交付決定日より前に契約、発注を行った事業は対象となりません(事前着手が認められた場合を除く)。

(5) 審査の結果、採択されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにしてください。

(6) 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止します。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助率 (補助上限額)
(1) 域外から人の流れを呼び込む新たなイベント等の取組に係る事業	<p>(1) 地域資源を活かしたイベント等の企画や実施に要する経費</p> <p>(2) PRに要する経費</p> <p>(3) ソフト事業の遂行上必要な限度で、施設整備費・備品購入費等のハード経費(既存機器の更新、汎用性があるものを除く)</p> <p>(4) その他知事が必要と認める経費</p> <p>【例】</p> <p>(1) イベント等に必要な消耗品、使用料(会場費、バス借上料など)、謝金、旅費</p> <p>(2) チラシ、パンフレット、PR資材の等の作成費用、広告掲載費、委託料(ホームページ作成・改修など)</p> <p>(3) 工事費(イベント実施に必要な環境整備にかかる費用)、備品購入費</p>	補助率1/2 (補助上限額150万円)
(2) 鹿島・太良エリアの周遊や滞在時間を増やす取組に係る事業	<p>(1) 鹿島市、太良町を周遊するプランやイベント等の企画や実施に要する経費</p> <p>(2) 地域資源を活かした多様な滞在メニューやスポット創出に要する経費</p> <p>(3) PRに要する経費</p> <p>(4) ソフト事業の遂行上必要な限度で、施設整備費・備品購入費等のハード経費(既存機器の更新、汎用性があるものを除く)</p> <p>(5) その他知事が必要と認める経費</p> <p>【例】</p> <p>(1) イベント等に必要な消耗品、使用料(会場費、バス借上料など)、謝金、旅費</p> <p>(2) スポット創出等に必要な消耗品、使用料(会場費、バス借上料など)、謝金、旅費</p> <p>(3) チラシ、パンフレット、PR資材の等の作成費用、広告掲載費、委託料(ホームページ作成・改修など)</p> <p>(4) 工事費(イベント実施に必要な環境整備にかかる費用)、備品購入費</p>	
(3) 豊かな食材や発酵文化を活かした新商品、新サービスの開発や販路開拓に係る事業	<p>(1) 地域資源を活かした新商品の開発、販路開拓に要する経費</p> <p>(2) PRに要する経費</p> <p>(3) その他知事が必要と認める経費</p> <p>【例】</p> <p>(1) 新商品の開発、販路開拓に必要な消耗品、使用料(会場費等)、謝金、旅費、食材費、簡易な設備・機器等の購入費、試作や成分分析の委託料</p> <p>(2) チラシ、パンフレット、PR資材の等の作成費用、広告掲載費、委託料(ホームページ作成・改修など)</p>	

<p>(4) その他鹿島・太良エリアのスローツーリズムを推進する地域主体の事業</p>	<p>(1) スローツーリズムを推進する地域主体の事業に要する経費 (2) PRに要する経費 (3) その他知事が必要と認める経費</p> <p>【例】</p> <p>(1) 消耗品、使用料（会場費、バス借上料など）、謝金、旅費 (2) チラシ、パンフレット、PR資材の等の作成費用、広告掲載費、委託料（ホームページ作成・改修など）</p>	
---	--	--

備考

- 1 補助上限額は、1 補助事業者当たりの額とする。
- 2 補助額は、1,000 円未満を切り捨てた額とし、交付決定後の増額は認めない。
- 3 次の各号に掲げる経費は、補助対象経費から除外する。
 - (1) 対象事業の実施に直接必要がない経費
 - (2) 対象事業に係る経費として明確に区分できない経費
 - (3) 使途、単価、数量等が明確に確認できない経費
 - (4) 構成員のみを対象とする事業への経費
 - (5) 事業実施主体の構成員が受領する謝金等
 - (6) 事業実施主体の運営や維持のための恒常的経費
（光熱水費、食材費、通信費、その他知事が認める経費）
 - (7) 人件費及び食糧費（会議及び作業に係るお茶代は除く）
 - (8) ポイント、クーポン、商品券、小切手、手形により支払った経費
 - (9) オークションにより購入した物の経費
 - (10) 振込等の各種手数料
 - (11) 購入の際に使用するレジ袋代
 - (12) 宗教活動又は政治活動を目的とする経費
 - (13) 出資・出損・貸付及び不動産取得に要する経費
 - (14) その他知事が不相当と認める経費
- 4 支出金額の大きいものについては、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 50 万円以上の契約の場合は請書、100 万円以上の契約の場合は契約書を取り交わし、写しを実績報告時に提出する
 - (2) 10 万円以上の支出は 2 者以上の業者による見積合わせを行い、経費を抑える方法を十分に検討する
 - (3) 随意契約の場合は、実績報告時に理由書を提出する